

## 日本中央競馬会における職員の給与等の支給の基準

日本中央競馬会は、日本中央競馬会の職員の給与及び退職手当（以下「給与等」という。）の支給の基準を、次のとおり定める。

### 1 基本的な考え方

職員の給与等の支給の基準を定めるにあたっては、以下の点を基本的な考え方とする。

- (1) 職員の給与等は、各職務に必要とされる能力、職責及び勤務成績等に応じたものであること。また、勤務条件及び生計費等も考慮すること。
- (2) 職員の給与等は、勝馬投票券の売上・利益等の業績を勘案するとともに、日本中央競馬会の適切な事業運営及びお客様サービスの維持・向上を図るために必要な人材を確保する上で十分競争力のあるものとし、人材確保面で競合関係にある民間企業等における、そうした人材の処遇の実情をも勘案すること。また、職員の給与については、役員の給与との均衡を考慮すること。
- (3) 日本中央競馬会は、競馬法（昭和 23 年法律第 158 号）及び日本中央競馬会法（昭和 29 年法律第 205 号）に基づき設立された特殊法人であることにかんがみ、効率的に業務を運営し中央競馬事業を安定的に発展させていくため、職員の給与等について、その総額を含めて適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。

### 2 給与

給与は、本俸及び諸手当からなるものとする。

#### (1) 本俸

本俸は、職種別の俸給表により、各職務の複雑、困難及び責任の度合いに応じて支給する。

#### (2) 諸手当

諸手当は、家族手当、住居手当、時間外勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、精勤実績評価手当、役付手当、管理専門職臨時緊急勤務手当、特別調整手当、特別都市手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特別手当及び業績加給とする。ただし、外国勤務者にあつては、在勤手当、家族手当、精勤実績評価手当、特別手当、及び業績加給とする。

ア 家族手当は、扶養親族を有する者に支給する。ただし、役割加算手当

- の支給を受ける管理職には、支給しない。
- イ 住居手当は、舎宅以外の借間・借家に居住し家賃を支払っている者及び自家に居住する者に支給する。
  - ウ 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外、休日又は深夜に勤務した者に支給する。ただし、役割手当及び専門技術役付手当の支給を受ける管理職には、深夜に勤務した場合を除き、支給しない。
  - エ 宿日直手当は、宿直又は日直の勤務を行った者に支給する。
  - オ 特殊勤務手当は、著しく危険又は特殊な勤務に従事した者に支給する。
  - カ 精勤実績評価手当は、勤務実績が良好であって、その勤務に精励したと認められる者に支給する。
  - キ 役付手当は、役職に応じて管理職に支給する。役付手当は、役割加算手当及び専門技術役付手当とし、役割加算手当は役割手当及び役職手当に区分する。
  - ク 管理専門職臨時緊急勤務手当は、臨時又は緊急の必要により休日に勤務した役割加算手当の支給を受ける管理職に、理事長が特に必要と認めた場合に限り支給する。
  - ケ 特別調整手当は、職務の複雑・困難の度又は勤務条件が同じ職務の級に属する他の職員に比して著しく特殊な者に支給する。ただし、役割加算手当の支給を受ける管理職には、支給しない。
  - コ 特別都市手当は、賃金水準、物価、生計費等の高い地域に在勤する者に支給する。ただし、役割加算手当の支給を受ける管理職には、支給しない。
  - サ 単身赴任手当は、勤務地を異にする配置換等に伴い、やむを得ない事情により単身生活となった者に支給する。
  - シ 寒冷地手当は、北海道その他寒冷の地域に在勤する者に対し 10 月に支給する。
  - ス 特別手当は、毎年 2 回以内において支給することがある。
  - セ 業績加給は、日本中央競馬会の業績が好調であると認められる場合に、支給する。

ソ 在勤手当は、外国に在勤する者に対し、勤務地及び家族状況等に応じて支給する。

### 3 退職手当

退職手当は、職員が1年以上在職した後退職したとき又は在職中死亡したときに、退職時又は死亡時の本俸に、在職期間に応じた支給率を乗じて算出した額を支給する。なお、退職事由により退職手当の額を加算し、又は在職中に顕著な功労があった者には特別退職手当を支給することがある。ただし、在職中に非違行為による免職事由に該当する行為があった者に対しては、退職手当の全部又は一部を支給しないことがある。

### 4 給与等の支給額等の決定及び開示

- (1) 2及び3の給与等の支給額及び支給割合等に係る規定は、経営委員会の議決を経て理事長が定める。
- (2) (1)で定めた給与等の支給額及び支給割合等に係る規定は、速やかに公表するものとする。

(参考)

## 職員の給与等の支給額、支給割合等

(令和4年6月1日現在)

### 1 給与

#### (1) 本俸

本俸は、次の俸給表により支給する。ただし、在勤基本手当の支給を受ける外国勤務者には、本俸月額100分の20相当額を支給しない。

総合職Ⅰ俸給表

号俸	1級	2級	3級	4級	5級
	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額
	円	円	円	円	円
1	219,100	268,300	331,500	530,900	650,900
2	223,700	273,600	337,700	535,700	654,300
3	228,300	278,900	343,900	540,500	657,700
4	232,900	284,200	350,100	545,300	661,100
5	237,500	289,500	356,300	550,100	664,500
6	241,900	294,800	362,500	554,900	667,900
7	246,300	300,100	368,700	559,700	671,300
8	250,700	305,400	374,900	564,500	674,700
9	255,100	310,700	381,100	569,300	678,100
10	259,500	315,900	387,300	574,100	681,500
11	263,900	321,100	393,400	578,900	684,900
12	268,300	326,300	399,500	583,700	688,300
13	272,600	331,500	405,600	588,500	691,700
14	276,900	336,700	411,000	593,300	695,100
15	281,200	341,900	416,400	598,100	698,500
16	285,500	347,100	421,800	602,900	701,900
17	289,800	352,300	427,200	607,700	705,300
18	292,600	355,500	432,600	612,500	708,700
19	295,400	358,700	438,000	617,300	712,100
20	298,200	361,900	443,300	622,100	715,500
21	301,000	365,100	448,600	626,900	718,900
22	302,900	368,300	453,900	631,700	722,300
23	304,800	371,500	459,200	636,500	725,700
24	306,700	374,700	464,500	641,300	729,000
25	308,600	377,900	469,800	646,100	732,300
26	310,500	380,400	473,800	650,900	735,600
27	312,400	382,900	477,800	655,700	738,800
28	314,300	385,400	481,800	658,500	740,600
29	316,200	387,900	485,800	661,300	742,400
30	318,100	390,400	489,800	664,100	744,200
31	320,000	392,900	493,800	666,900	746,000
32	321,900	395,400	497,800	669,700	
33	323,800	397,900	501,800	672,500	
34	325,700	400,400	505,800	675,300	
35	327,600	402,900	509,800	678,100	
36	329,500	405,400	513,800	680,900	
37	331,400	407,900	517,800	683,700	
38	333,300	410,400	519,800	686,500	
39	335,200	412,900	521,800	689,300	
40	337,100	415,400	523,800	692,100	
41	339,000	417,900	525,800		
42	340,900	420,400	527,800		
43	342,700	422,900	529,800		

44	344,500	425,400	531,800		
45	346,300	427,900	533,800		
46	348,100	429,900	535,300		
47	349,900	431,900	536,800		
48	351,700	433,900	538,300		
49		435,900	539,800		
50		437,900	541,300		
51		439,900	542,800		
52		441,900	544,300		
53		443,900	545,800		
54		445,900	547,300		
55		447,900	548,800		
56		449,900	550,300		
57		451,900	551,800		

備考) この表は、施策の企画立案、調整、調査研究その他これらに類する職務に従事する職員に適用する。

### 総合職Ⅱ俸給表

号俸	1 級	2 級 B	2 級 A	3 級	4 級
	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額
	円	円	円	円	円
1	179,000	255,900	319,000	326,500	490,900
2	182,100	259,200	322,400	330,400	494,700
3	185,200	262,500	325,800	334,300	498,500
4	188,300	265,800	329,200	338,200	502,300
5	191,400	269,100	332,600	342,100	506,100
6	194,500	272,400	336,000	346,000	509,900
7	197,600	275,700	339,400	349,900	513,700
8	200,700	279,000	342,800	353,800	517,500
9	203,800	282,300	346,200	357,700	521,300
10	206,900	285,600	349,600	361,600	525,100
11	209,100	288,400	353,000	365,500	528,900
12	211,900	291,200	356,400	369,400	532,700
13	214,600	294,000	359,800	373,300	536,500
14	217,300	296,800	363,200	377,200	540,300
15	220,000	299,600	366,600	381,100	544,100
16	222,700	302,400	370,000	385,000	547,900
17	225,400	305,200	372,400	388,400	551,700
18	228,100	308,000	374,800	391,800	555,500
19	230,800	310,800	377,200	395,200	559,300
20	233,500	313,600	379,600	398,600	563,100
21	236,200	316,400	382,000	402,000	566,900
22	238,800	319,200	384,400	405,400	570,700
23	241,400	322,000	386,800	408,800	574,500
24	244,000	324,800	389,200	412,200	578,300
25	246,600	327,600	391,200	415,600	582,100
26	249,200	330,400	393,200	419,000	585,900
27	251,800	333,100	395,200	422,400	589,700
28	254,400	335,800	397,200	425,800	592,200
29	257,000	338,500	399,200	429,200	594,700
30	259,600	341,200	401,200	431,600	597,200
31	262,200	343,600	403,200	434,000	599,700
32	264,800	346,000	405,200	436,400	602,200
33	267,400	348,400	407,200	438,800	604,700
34	270,000	350,800	409,200	441,200	607,200
35	272,600	353,200	411,200	443,600	609,700
36	275,200	355,600	413,200	446,000	612,200
37	277,800	358,000	415,200	448,400	614,700
38	280,400	360,400	417,200	450,800	617,200
39	283,000	362,800	419,200	453,200	619,700
40	285,600	365,200	421,200	455,600	622,200
41	287,200	367,600	423,200	458,000	624,700
42	288,800	370,000	425,200	460,400	627,200

43	290,400	371,200	427,200	462,800	629,700
44	292,000	372,400	429,200	465,200	632,200
45	293,600	373,600	430,200	467,600	634,700
46	295,200	374,800	431,200	470,000	637,200
47	296,800	376,000	432,200	472,400	
48	298,400	377,200	433,200	474,800	
49	300,000	378,400	434,200	477,200	
50	301,600	379,600	435,200	478,600	
51	303,200	380,800	436,200	480,000	
52	304,800	382,000	437,200	481,400	
53	306,400	383,200	438,200	482,800	
54	308,000	384,400	439,200	484,200	
55	309,600	385,600	440,200	485,600	
56	311,200	386,800	441,200	487,000	
57	312,800	388,000	442,200	488,400	
58	314,400	389,200	443,200	489,800	
59	316,000	390,400	444,200	491,200	
60	317,600	391,600	445,200	492,600	
61	319,200	392,800	446,200	494,000	
62	320,800	394,000	447,200	495,400	
63	322,400		448,200	496,800	
64	324,000		449,200	498,200	
65	325,600			499,600	
66	327,200			501,000	
67	328,800			502,400	
68	330,400			503,800	
69	332,000			505,200	
70	333,600			505,900	
71	335,200			506,600	
72	336,800			507,300	
73	338,400			508,000	
74	340,000			508,700	
75	341,600			509,400	
76	343,200			510,100	
77	344,700			510,800	
78	346,200			511,500	
79	347,700			512,200	
80	349,200			512,900	
81				513,600	
82				514,300	
83				515,000	
84				515,700	
85				516,400	
86				517,100	
87				517,800	
88				518,500	
89				519,200	
90				519,900	
91				520,600	
92				521,300	
93				522,000	
94				522,700	
95				523,400	
96				524,100	
97				524,800	
98				525,500	
99				526,200	
100				526,900	
101				527,600	
102				528,300	
103				529,000	
104				529,700	
105				530,400	
106				531,100	
107				531,600	

108			532,100	
109			532,600	
110			533,100	
111			533,600	
112			534,100	
113			534,600	
114			535,100	
115			535,600	
116			536,100	
117			536,600	
118			537,100	
119			537,600	
120			538,100	
121			538,600	
122			539,100	
123			539,600	
124			540,100	
125			540,600	
126			541,100	
127			541,600	
128			542,100	
129			542,600	
130			543,100	
131			543,600	
132			544,100	
133			544,600	
134			545,100	
135			545,600	
136			546,100	
137			546,600	
138			547,100	
139			547,600	
140			548,100	
141			548,600	

備考) この表は、限定された勤務地域内において施策の企画立案、調整、調査研究その他これらに類する職務に従事する職員であって理事長が指定する者に適用する。

### 総合職Ⅲ俸給表

号俸	1 級	2 級 B	2 級 A	3 級
	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額
	円	円	円	円
1	157,700	225,300	280,800	287,400
2	160,100	228,200	283,800	290,900
3	162,500	231,100	286,800	294,400
4	164,900	234,000	289,800	297,900
5	167,300	236,900	292,800	301,400
6	169,700	239,800	295,800	304,900
7	172,100	242,700	298,800	308,400
8	174,500	245,600	301,800	311,900
9	176,900	248,500	304,800	315,400
10	179,300	251,400	307,800	318,900
11	181,700	253,900	310,800	322,400
12	184,100	256,400	313,800	325,900
13	186,500	258,900	316,800	329,400
14	188,900	261,400	319,800	332,900
15	191,300	263,900	322,800	336,400
16	193,700	266,400	325,800	339,900
17	196,100	268,900	327,900	342,700
18	198,500	271,400	330,000	345,500
19	200,900	273,900	332,100	348,300
20	203,300	276,400	334,200	351,100
21	205,700	278,900	336,300	353,900

22	208,100	281,400	338,400	356,700
23	210,400	283,900	340,500	359,500
24	212,700	286,400	342,600	362,300
25	215,000	288,900	344,300	365,100
26	217,300	291,400	346,000	367,900
27	219,600	293,900	347,700	370,700
28	221,900	296,300	349,400	373,500
29	224,200	298,700	351,100	376,300
30	226,500	301,100	352,800	378,400
31	228,800	303,200	354,500	380,500
32	231,100	305,300	356,200	382,600
33	233,400	307,400	357,900	384,700
34	235,700	309,500	359,600	386,800
35	237,900	311,600	361,300	388,900
36	240,100	313,700	363,000	391,000
37	242,300	315,800	364,700	393,100
38	244,500	317,900	366,400	395,200
39	246,700	320,000	368,100	397,300
40	248,900	322,100	369,800	399,400
41	250,400	324,200	371,500	401,500
42	251,900	326,300	373,200	403,600
43	253,400	327,300	374,900	405,700
44	254,900	328,300	376,600	407,800
45	256,400	329,300	377,500	409,900
46	257,900	330,300	378,400	412,000
47	259,400	331,300	379,300	414,100
48	260,900	332,300	380,200	416,200
49	262,400	333,300	381,100	418,300
50	263,900	334,300	382,000	419,500
51	265,400	335,300	382,900	420,700
52	266,900	336,300	383,800	421,900
53	268,400	337,300	384,700	423,100
54	269,900	338,300	385,600	424,300
55	271,400	339,300	386,500	425,500
56	272,900	340,300	387,400	426,700
57	274,400	341,300	388,300	427,900
58	275,900	342,300	389,200	429,100
59	277,400	343,300	390,100	430,300
60	278,900	344,300	391,000	431,500
61	280,400	345,300	391,900	432,700
62	281,900	346,300	392,800	433,900
63	283,400		393,700	435,100
64	284,900		394,600	436,300
65	286,400			437,500
66	287,900			438,700
67	289,400			439,900
68	290,900			441,100
69	292,400			442,300
70	293,900			442,900
71	295,400			443,500
72	296,900			444,100
73	298,400			444,700
74	299,900			445,300
75	301,400			445,900
76	302,900			446,500
77	304,400			447,100
78	305,900			447,700
79	307,400			448,300
80	308,900			448,900
81				449,500
82				450,100
83				450,700
84				451,300
85				451,900
86				452,500



87			453,100
88			453,700
89			454,300
90			454,900
91			455,500
92			456,100
93			456,700
94			457,300
95			457,900
96			458,500
97			459,100
98			459,700
99			460,300
100			460,900
101			461,500
102			462,100
103			462,700
104			463,300
105			463,900
106			464,500
107			465,000
108			465,500
109			466,000
110			466,500
111			467,000
112			467,500
113			468,000
114			468,500
115			469,000
116			469,500
117			470,000
118			470,500
119			471,000
120			471,500
121			472,000
122			472,500
123			473,000
124			473,500
125			474,000
126			474,500
127			475,000
128			475,500
129			476,000
130			476,500
131			477,000
132			477,500
133			478,000
134			478,500
135			479,000
136			479,500
137			480,000
138			480,500
139			481,000
140			481,500
141			482,000

備考) この表は、限定された勤務地域内において施策の企画立案、調整、調査研究その他これらに類する職務に従事する職員に適用する。

専門技術職俸給表

号俸	1級	2級	3級	4級
	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額
	円	円	円	円
1	168,600	225,900	327,000	510,900
2	171,700	229,300	331,500	514,900
3	174,800	232,700	336,000	518,900
4	177,900	236,100	340,500	522,900
5	181,000	239,500	345,000	526,900
6	184,100	242,900	349,500	530,900
7	187,200	246,300	354,000	534,900
8	190,300	249,700	358,500	538,900
9	193,400	253,100	363,000	542,900
10	196,500	256,500	367,000	546,400
11	199,600	259,900	371,000	549,900
12	202,700	263,300	375,000	553,400
13	205,600	266,700	379,000	556,900
14	208,500	270,100	383,000	560,400
15	211,400	273,500	387,000	563,900
16	214,300	276,900	391,000	567,400
17	217,200	280,300	395,000	570,900
18	220,100	283,700	398,500	574,400
19	223,000	287,100	402,000	577,900
20	225,900	290,500	405,500	581,400
21	228,800	293,900	409,000	584,900
22	231,700	297,300	412,500	588,400
23	234,600	300,700	416,000	591,900
24	237,500	304,100	419,500	595,400
25	240,400	307,500	423,000	598,900
26	243,300	311,000	426,500	601,400
27	246,200	314,500	430,000	603,900
28	249,100	318,000	433,500	606,400
29	252,000	321,500	437,000	608,900
30	254,900	325,000	440,500	611,400
31	257,800	328,500	444,000	613,900
32	260,700	332,000	447,500	616,400
33	263,600	335,500	451,000	618,900
34	266,500	339,000	453,500	621,400
35	269,400	342,500	456,000	623,900
36	272,300	346,000	458,500	626,400
37	275,200	349,400	461,000	628,900
38	278,100	352,800	463,500	631,400
39	281,000	356,200	466,000	633,900
40	283,900	359,600	468,500	636,400
41	286,800	363,000	471,000	638,900
42	289,700	365,500	473,500	641,400
43	292,600	368,000	476,000	643,900
44	295,500	370,500	478,500	646,400
45	297,500	373,000	481,000	648,900
46	299,500	375,500	483,500	650,400
47	301,500	378,000	486,000	651,900
48	303,500	380,500	488,500	653,400
49	305,500	383,000	491,000	654,900
50	307,500	385,500	493,000	656,400
51	309,500	388,000	495,000	657,900
52	311,500	390,500	497,000	659,400
53	313,500	393,000	499,000	660,900
54	315,500	395,500	501,000	662,400
55	317,500	398,000	503,000	663,900
56	319,500	400,500	505,000	665,400
57	321,500	403,000	507,000	666,900
58	323,500	405,000	508,500	667,900
59	325,500	407,000	510,000	668,900

60	327,500	409,000	511,500	669,900
61	329,500	411,000	513,000	670,900
62	331,500	413,000	514,500	671,900
63	333,500	415,000	516,000	672,900
64	335,500	417,000	517,500	673,900
65	337,500	419,000	519,000	674,900
66	339,500	421,000	520,500	675,900
67	341,500	423,000	522,000	676,900
68	343,400	425,000	523,500	677,900
69	345,300	427,000	525,000	678,900
70	347,200	428,500	526,500	679,900
71	349,100	430,000	528,000	680,900
72	351,000	431,500	529,500	681,900
73		433,000	531,000	682,900
74		434,500	532,000	683,900
75		436,000	533,000	684,900
76		437,500	534,000	685,900
77		439,000	535,000	686,700
78		440,500	536,000	687,500
79		442,000	537,000	688,300
80		443,500	538,000	689,100
81		445,000	539,000	689,900
82		446,500	540,000	
83		448,000	541,000	
84		449,500	542,000	
85		451,000	543,000	
86			544,000	
87			545,000	
88			546,000	
89			547,000	
90			548,000	
91			549,000	
92			550,000	
93			551,000	

備考) この表は、馬の装蹄、乗馬の指導、競馬場の馬場等の施設の維持管理その他の専門的な知識、技術等を必要とする職務に従事する職員に適用する。

### 一般事務技術職俸給表

号俸	1 級		2 級 B		2 級 A	
	本俸月額		本俸月額		本俸月額	
	円		円		円	
1	141,500		197,100		258,500	
2	142,900		198,700		259,900	
3	144,300		200,300		261,300	
4	145,700		201,900		262,700	
5	147,100		203,500		264,100	
6	148,500		205,100		265,500	
7	149,900		206,700		266,900	
8	151,300		208,300		268,300	
9	152,700		209,900		269,700	
10	154,100		211,500		271,100	
11	155,500		213,100		272,500	
12	156,900		214,700		273,900	
13	158,300		216,300		275,300	
14	159,700		217,900		276,700	
15	161,100		219,500		278,100	
16	162,500		221,100		279,500	
17	163,900		222,700		280,900	
18	165,300		224,300		282,300	
19	166,700		225,900		283,700	
20	168,100		227,500		285,100	

21	169,500	229,100	286,500
22	170,900	230,500	287,900
23	172,300	231,900	289,300
24	173,700	233,300	290,700
25	175,100	234,700	292,100
26	176,500	236,100	293,500
27	177,900	237,500	294,700
28	179,300	238,900	295,900
29	180,700	240,300	297,100
30	182,100	241,700	298,300
31	183,500	243,100	299,500
32	184,900	244,500	300,700
33	186,300	245,900	301,900
34	187,700	247,300	303,100
35	189,100	248,700	304,300
36	190,500	250,100	305,500
37	191,900	251,500	306,700
38	193,300	252,900	307,900
39	194,600	254,300	309,100
40	195,900	255,700	310,300
41	196,900	257,100	311,500
42	197,900	258,100	312,300
43	198,900	259,100	313,100
44	199,900	260,100	313,900
45	200,900	261,100	314,700
46	201,900	262,100	315,500
47	202,900	263,100	316,300
48	203,900	264,100	317,100
49	204,900	265,100	317,900
50	205,900	266,100	318,700
51	206,900	267,100	319,500
52	207,900	268,100	320,300
53	208,900	269,100	321,100
54	209,900	270,100	321,900
55	210,900	271,100	322,700
56	211,900	272,100	323,500
57	212,900	273,100	324,300
58	213,900	274,100	325,100
59	214,900	275,100	325,500
60	215,900	276,100	325,900
61	216,900	277,100	326,300
62	217,900	277,700	326,700
63	218,900	278,300	327,100
64	219,900	278,900	327,500
65	220,900	279,500	327,900
66	221,900	280,100	328,300
67	222,900	280,700	328,700
68	223,900	281,300	329,100
69	224,900	281,900	329,500
70	225,900	282,500	329,900
71	226,900	283,100	
72	227,900	283,700	
73	228,900	284,300	
74	229,900	284,900	
75	230,900	285,500	
76	231,900	286,100	
77	232,900	286,700	
78	233,800	287,300	
79	234,700	287,900	
80	235,600	288,500	
81	236,200	289,100	
82	236,800	289,400	
83	237,400	289,700	
84	238,000	290,000	
85	238,600	290,300	

86	239,200	290,600	
87	239,800		
88	240,400		
89	241,000		
90	241,600		
91	242,200		
92	242,800		
93	243,400		
94	244,000		
95	244,600		
96	245,200		
97	245,800		
98	246,400		
99	247,000		
100	247,600		
101	248,200		
102	248,800		
103	249,400		
104	250,000		
105	250,600		
106	251,200		
107	251,800		
108	252,400		
109	253,000		
110	253,600		
111	254,200		
112	254,800		
113	255,400		
114	256,000		
115	256,600		
116	257,200		
117	257,800		
118	258,400		
119	259,000		
120	259,600		
121	259,900		
122	260,200		
123	260,500		
124	260,800		
125	261,100		
126	261,400		
127	261,700		
128	262,000		
129	262,300		
130	262,600		
131	262,900		
132	263,200		
133	263,500		
134	263,800		
135	264,100		

備考) この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。

#### 指定職俸給表

	1 級	2 級
本俸月額	円 746,000	円 770,000

備考) この表は、本部の部長、附属機関の長、競馬場長その他の理事長が指定する職にある職員に適用する。

## (2) 諸手当

諸手当は、国内勤務者にあつては、家族手当、住居手当、時間外勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、精勤実績評価手当、役付手当、管理専門職臨時緊急勤務手当、特別調整手当、特別都市手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特別手当及び業績加給とし、外国勤務者にあつては、在勤手当、家族手当、精勤実績評価手当、特別手当及び業績加給とする。

### ア 家族手当

家族手当は、扶養親族を有する者に支給する。ただし、役割加算手当の支給を受ける管理職には支給しない。

扶養親族の区分	支給月額
配偶者	17,000 円。ただし、在勤手当（配偶者手当）の支給を受ける外国勤務者には支給しない。
その他の扶養親族	1人につき 5,500 円（配偶者がいない場合の扶養親族 1 人目については 11,000 円）。満15歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満22歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある子については、1人につき 5,000 円を加算

### イ 住居手当

住居手当は、舎宅以外の借家・借間に居住し家賃を支払っている者及び自家に居住する者に支給する。

区分	支給月額
借家・借間	30,500 円を限度として現に支払った実費
自家	16,000円を限度として持分割合に応じて定める額

### ウ 時間外勤務手当

- ① 管理職以外の職員が所定の勤務時間外に勤務したときには、1時間につき通常の労働時間の賃金の100分の125相当額を支給する。
- ② 管理職以外の職員が休日に勤務したときには、1時間につき通常の労働時間の賃金の100分の135相当額（12月29日から翌年の1月3日までの午前5時から午後10時までに勤務した場合は、100分の150相当額）を支給する。
- ③ 管理職以外の職員について、法定時間外勤務が1月につき60時間を超えた場合は、①及び②にかかわらず、その超えた1時間につき通常の労働時間の賃金の100分の150相当額を支給する。
- ④ 深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に勤務した者には、1時間につき通常の労働時間の賃金の100分の25相当額を支給する。

## エ 宿日直手当

宿日直手当は、宿直又は日直の勤務1回につき7,000円(12月29日から翌年の1月3日までに勤務した場合は、11,900円)を支給する。

## オ 特殊勤務手当

特殊勤務手当は、著しく危険又は特殊な勤務に従事した場合に支給する。

区分	支給日額
著しく危険又は特殊な馬取扱業務に従事したとき	800円～1,000円(同一日に放射線取扱業務に従事した場合は400円を加算)。ただし、管理職及び特別調整手当(勤務地に係るものを除く。)の支給を受ける者には、支給しない。
家畜伝染病に係る処理作業に従事したとき 有害物を使用した実験・研究・診療等に従事したとき 馬の装削蹄業務に従事したとき 高所高圧作業に従事したとき 育成馬購買のための幼駒の採血・臨床検査に従事したとき	600円～800円。ただし、管理職及び特別調整手当(勤務地に係るものを除く。)の支給を受ける者には、支給しない。
放射線取扱業務に従事したとき 負傷した騎手等を救急搬送したとき	800円
所定の勤務時間を延長されて競馬開催業務に従事したとき	4,000円(競走馬の整馬作業、検体採取作業に従事した場合、宿泊を伴う調整ルーム業務に執務した場合等にはそれぞれ500円～3,500円を加算)
所定の勤務時間を変更されて勝馬投票券の発売業務に従事したとき	2,800円
馬の輸送業務に従事したとき	輸送距離に応じて2,000円～8,000円

## カ 精勤実績評価手当

精勤実績評価手当は、勤務実績が良好であって、その勤務に精励したと認められる職員に対して、本俸、業績加給、役割加算手当、家族手当及び特別都市手当の月額合計額に、10/100以内で定める支給率を乗じた金額を、月額で支給する。

## キ 役付手当

役付手当は役割加算手当及び専門技術役付手当とし、役職に応じて管理職(指定

職及び各俸給表の4級以上の者)に支給する。役割加算手当は役割手当及び役職手当とする。

- ① 役割手当の月額は、その職の役割の重要性に応じて76,000円～193,250円とする。
- ② 役職手当の月額は、40,000円とする。
- ③ 専門技術役付手当の月額は、本俸の月額及び業績加給の月額の合計額の100分の14に相当する額とする。

#### ク 管理専門職臨時緊急勤務手当

管理専門職臨時緊急勤務手当は、臨時又は緊急の必要により休日に勤務した役割加算手当の支給を受ける管理職に、理事長が特に必要と認めた場合に限り支給する。

職員の区分	支給日額
総合職Ⅰ俸給表4級又は総合職Ⅱ俸給表4級の職にある職員	10,000円(勤務に従事した時間が6時間を超える場合は15,000円)
総合職Ⅰ俸給表5級の職にある職員	12,000円(勤務に従事した時間が6時間を超える場合は18,000円)
指定職俸給表の適用を受ける職員	16,000円(勤務に従事した時間が6時間を超える場合は24,000円)

#### ケ 特別調整手当

特別調整手当は、職務の複雑・困難の度又は勤務条件が同じ職務の級に属する他の職員に比して著しく特殊な者に支給する。

区分	支給月額
裁決・ハンデキャップ・発走・決勝審判の事務、馬の研究・診療・装蹄業務、競馬学校生徒の実技教育に従事する職員	本俸月額の100分の8相当額以内。ただし、管理職には支給しない。
日高育成牧場に勤務する職員	本俸、家族手当、役付手当及び業績加給の月額の合計額の100分の1相当額。ただし、役割加算手当の支給を受ける管理職には支給しない。



## コ 特別都市手当

特別都市手当は、次の地域に在勤する者に支給する。ただし、役割加算手当の支給を受ける管理職には支給しない。

地域	支給月額	
	総合職Ⅰ俸給表、総合職Ⅱ俸給表及び専門技術職俸給表適用者	総合職Ⅲ俸給表及び一般事務技術職俸給表適用者
東京都特別区	本俸、家族手当、役付手当及び業績加給の月額合計額の100分の6相当額	本俸、家族手当及び業績加給の月額合計額の100分の20相当額
神奈川県横浜市、大阪府大阪市	本俸、家族手当、役付手当及び業績加給の月額合計額の100分の5相当額	本俸、家族手当及び業績加給の月額合計額の100分の16相当額
千葉県船橋市、東京都立川市・府中市・西東京市、愛知県名古屋市・豊明市、京都府京都市、兵庫県神戸市・宝塚市	本俸、家族手当、役付手当及び業績加給の月額合計額の100分の4相当額	本俸、家族手当及び業績加給の月額合計額の100分の14相当額
茨城県稲敷郡美浦村、千葉県白井市、滋賀県栗東市、広島県広島市、福岡県福岡市	本俸、家族手当、役付手当及び業績加給の月額合計額の100分の2相当額	本俸、家族手当及び業績加給の月額合計額の100分の9相当額
北海道札幌市、栃木県宇都宮市・下野市、群馬県高崎市、新潟県新潟市、静岡県浜松市、兵庫県姫路市・三木市、香川県高松市、福岡県北九州市	本俸、家族手当、役付手当及び業績加給の月額合計額の100分の1相当額	本俸、家族手当及び業績加給の月額合計額の100分の4相当額

## サ 単身赴任手当

単身赴任手当は、勤務地を異にする配置換え等に伴い、やむを得ない事情により単身生活となった者に対し、1月につき勤務場所と配偶者等の住居間の往復交通費相当額及び35,000円を支給する。

## シ 寒冷地手当

寒冷地手当は、次の地域に在勤する者に対して10月に支給する。

地域	支給年額		
	世帯主		世帯主以外
	扶養親族有	扶養親族無	
北海道	159,900円	93,700円	57,200円
青森県、岩手県、秋田県	117,700円	68,900円	46,200円
福島県西白河郡	89,600円	52,000円	34,800円

## ス 特別手当

特別手当は、6月から11月まで及び12月から翌年5月までの各期における勤務実績に応じて、それぞれ12月及び翌年6月に支給する。支給条件はその都度定める。

## セ 業績加給

業績加給は、月額3,000円を支給する。

## ソ 在勤手当

在勤手当は、在勤基本手当、住宅手当、配偶者手当及び子女教育手当とし、勤務地及び家族状況等に応じて外国勤務者に支給する。

- ① 在勤基本手当は、外国勤務者の勤務地に応じて、1月につき、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和49年政令第179号。以下「政令」という。）に規定する額の100分の80相当額を支給する。
- ② 住宅手当は、外国勤務者が居住する住宅の家賃額に応じて、1月につき、政令に規定する限度額の100分の80相当額を限度として支給する。
- ③ 配偶者手当は、配偶者を伴う外国勤務者に対し、1月につき、在勤基本手当の100分の20相当額を支給する。
- ④ 子女教育手当は、外国で学校教育等を受ける年少子女を有する外国勤務者に対し、年少子女1人につき月額18,000円を支給する。ただし、授業料等の必要経費に応じて、1人につき月額54,000円を限度として加算することがある。

## (3) 満55歳以上の職員の給与

職員（指定職俸給表の適用を受ける者を除く。）が満55歳（一部の職員については満57歳）に達した日後における最初の4月1日以後、本俸月額額の100分の10相当額以内の額を減額して給与を支給する。当該職員の諸手当の支給額等は、その者の本俸月額等から減額分を控除した額を基に計算する。

## 2 退職手当

退職手当は、職員が1年以上在職した後退職したとき又は在職中死亡したときに、退職時又は死亡時の本俸に、在職期間に応じた支給率を乗じて算出した額を支給する。なお、退職事由により退職手当を加算し、又は在職中特に顕著な功労があった者に特別退職手当を支給することがある。ただし、在職中に非違行為による免職事由に該当する行為があった者に対しては、退職手当の全部又は一部を支給しないことがある。

在職期間 (年)	支 給 率	在職期間 (年)	支 給 率
1	0.8	20	27.60
2	1.68	21	29.37
3	2.64	22	31.14
4	3.68	23	32.92
5	4.80	24	34.70
6	6.00	25	36.48
7	7.28	26	38.26
8	8.64	27	40.04
9	10.08	28	41.82
10	11.60	29	42.66
11	13.20	30	43.50
12	14.80	31	44.34
13	16.40	32	45.18
14	18.00	33	46.02
15	19.60	34	46.86
16	21.20	35	47.70
17	22.80	36	48.53
18	24.40	37	49.36
19	26.00	38以上	50.19

備考)

- 1 在職期間38年未満で、在職期間の計算において1年未満の端数がある場合におけるその在職期間に対する支給率は、当該年数における支給率に当該年数の直近上位の年数における支給率から当該年数における支給率を控除した率を12で除して、これに端数月の月数を乗じた率を加えて得た率とする。
- 2 在職期間1年未満で、その退職が死亡による場合のその者に対する支給率は0.8とする。